

石川県宮陵会定期総会資料

令和6年9月28日(土)

ホテル金沢 2F

1. 活動報告書
2. 会計報告書
3. 規約
4. 役員改選(案)

以上

神奈川大学 石川県宮陵会活動報告（平成 30 年 9 月～令和 6 年 8 月）

(2018 年)

- H30.9.16(日) ブロック会最終打合せ 参加 10 名
- 10.6(土) 北陸ブロック会・石川県宮陵会総会 ホテル金沢 参加 38 名
- 12.8(土) 年末役員会・懇親会

(2019 年)

- R1.1.3(木) 箱根駅伝テレビ観戦 金沢ゆめのゆ 参加 13 名
- 4.20(土) 新年度役員会 はちまる金沢駅前店 参加 15 名
- 7.20(土) 石川県宮陵会総会 ホテル金沢 参加 29 名
- 8.3(土) 保護者説明・懇談会 ホテル金沢 参加 2 名
- 11.3(日) 北陸ブロック会 ホテルグランテラス富山 参加 8 名
- 11.30(土) 麻雀大会 テルメ金沢 参加 9 名
- 12.7(土) 年末役員会・懇親会 金沢市尾張町 風和利 参加 9 名

(2020 年)

- R2.1.3(木) 箱根駅伝テレビ観戦 金沢ゆめのゆ 参加 5 名
- 3.14(土) 平成卒新年会・中能登地区交流会 中止 ※2 月からコロナ禍拡大
- 4.11(土) 新年度役員会・懇親会 中止
- 7.18(土) 石川県宮陵会総会 中止
- 9.13(日) 保護者説明・懇談会 金沢ニューグランドホテル 中止

(2021)

(2022)

(2023)

- 5.8 コロナウイルス感染症 5 類移行
- R5.11.18(土) 北陸ブロック会 福井県織協ビル 参加 8 名

(2024)

- R6.4.13(土) 新年度役員会 参加 5 名
- 6.1(土) ブロック会打合せ 福久・晴家 参加 9 名
- 6.26(水) ブロック会打合せ ホテル金沢 参加 3 名
- 8.31(土) ブロック会最終打合せ 福久・晴家 参加 9 名

石川県宮陵会・会計報告（2018年9月～2024年8月）

収入の部		支出の部	
繰越金			
ブロック会(物販込) (参加者の3年会費含む)		ブロック会費	
		ブロック会参加費	
宮陵会助成金			
宮陵会助成金(地震)			
3年会費振込			
駅伝観戦会		駅伝観戦費	
総会交流会		総会交流会費	
父母懇・謝礼			
寄付・利子			
役員会		役員会費	
		事務費	
		通信費	
		慶弔費(弔電)	
		会議費	
		交際費	
		次期繰越金	
合計		合計	

上記の決算報告を監査したところ適正であると認めます。

令和6年9月27日 監事

神奈川大学 石川県宮陵会 規約

第1条（名称）本会は、神奈川大学石川県宮陵会と称し、事務局を事務局長の自宅におく。

第2条（目的）本会は、会員相互の親睦をはかり、公私を問わず同窓生意識に徹して協力し、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条（会員）本会の会員は、横浜専門学校及び神奈川大学の卒業生（かつて在籍した者を含む）で、この趣旨に賛同する石川県及び近県に在住あるいは勤務する者によって組織する。

第4条（事業）本会は、この目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 同窓生名簿の精査・管理。
2. 会員相互の親睦をはかるための事業。
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第5条（役員）本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|---------|------|---------|------|
| 1. 顧問 | 1名以上 | 2. 相談役 | 3名以上 |
| 3. 会長 | 1名 | 4. 副会長 | 3名以内 |
| 5. 常任幹事 | 6名以上 | 6. 幹事 | 6名以上 |
| 7. 監事 | 2名 | 8. 事務局長 | 1名 |
| 9. HP担当 | 1名 | | |

第6条（役員任務）役員の仕事は次の通りである。

1. 顧問は、本会の発展のため助言・指導をすることが出来る。
2. 相談役は、本会の事業全般に亘り助言・指導をすることが出来る。
3. 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
5. 常任幹事は、本会を永年に亘り支えた者で、会務の運営について協議し、その推進をはかる。
6. 幹事は、会務の運営について協議し、その推進をはかる。
7. 監事は、本会の会計を監査する。
8. 事務局長は、庶務・会計の事務をする。
9. HP担当は、本会ホームページの事務をする。

第7条（役員選出）会長・副会長は役員会に諮り、定期総会で承認選出する。

その他の役員は、会員の中から会長がこれを委嘱し、役員会及び定期総会で承認選出する。

第8条（役員任期）役員の仕事は、3年とする。ただし再任を妨げない。

また、補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第9条（役員会）役員会は、必要に応じて会長が召集し、会務の円滑な運営をはかる。

第10条（定期総会）定期総会は、3年に1回開催する。

会長が必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

第11条（会費）本会の運営経費は、会費・寄附金・その他の収入による。

会費は、2000円（3年）とし、懇親会などでは必要に応じて、臨時会費を徴収する。

第12条（会計）会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

但し、本会の会計報告については、定期総会で承認を得るものとする。

第13条（規約改定）本規約は、定期総会において出席者の過半数の同意により変更することができる。

附則 本規約は、平成30年10月6日より施行する。

平成6年7月9日 規約制定

平成8年10月19日 一部改正

平成24年9月29日 一部改正

平成27年10月10日 一部改正

神奈川大学 石川県宮陵会 役員名簿(案)

顧問	S 3 5 年経済	
相談役	S 4 2 年経済 S 4 3 年経済 S 4 6 年法律	S 4 3 年経済 S 4 3 年経済 S 5 1 年法律
会長	S 5 5 年経済	
副会長	S 5 0 年応用化学	S 5 7 年法律
常任幹事	S 4 4 年英語英文 S 4 5 年法律 S 4 5 年経済 S 4 7 年法律 S 5 1 年貿易	S 4 4 貿易 S 4 5 年法律 S 4 5 年応用化学 S 5 0 年年経済
幹事	S 5 9 年応用化学 H 3 年経済 H 1 0 年法律 H 2 6 年法律	H 2 年法律 H 6 年経済 H 1 8 年電気
監事	S 5 4 年経済	S 6 2 年英語英文
事務局長 HP担当	H 3 年貿易 H 3 年貿易	